

医療安全管理指針

医療安全は医療の質に関わる重要な課題であり、全職員が医療安全の必要性和重要性を認識し、あしかがの森足利病院の医療安全体制を確立して、安全な医療を徹底することが最も重要と考えています。

I. 医療安全管理のための態勢

1. 医療安全管理を担う部署として、副院長直轄の医療安全対策室(以下、「対策室」という。)を設置しています。
2. 医療安全管理委員会、院内感染予防対策委員会の運営を管理します。
3. 研修等を通して、全職員の医療安全に対する意識の向上を図ります。
4. 各職場に医療安全管理に関する業務を担う医療安全担当者を置きます。
5. その他医療安全の向上に資する業務を行います。

II. 報告に基づく医療安全確保の方策

1. 職員によるヒヤリ・ハット体験報告書、医療事故報告書の積極的な提出を指導します。
2. ヒヤリ・ハット体験報告や医療事故報告の事実関係の把握と原因分析を行い、再発防止策を策定して全職員に周知徹底します

III. 教育・研修

医療安全に関する必要な知識・技術の習得・維持向上を図るために、全職員を対象とした教育・研修を行います。

IV. 医療事故発生時の対応

1. 入所者様、利用者様、患者様の生命、健康、安全を最優先に考えて行動します。
2. ご家族に速やかに連絡し、ご説明いたします。
3. 医療事故の状況は、客観的かつ経時的に記録します。
4. 医療事故の行為者は、速やかに上司と医療安全委員長に報告し対応します。
5. 重大な医療事故と判断される場合は、直ちに院長に報告し対応します。
6. 医療事故の原因分析等の際、必要に応じて外部の専門家に客観的な判断を求めます。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行します。